

10月1日は浄化槽の日

浄化槽を正しく使いましょう

水環境保全のため、合併処理浄化槽を設置しましょう

皆さんは、家庭で使った水がその後どのようなようになるか関心がありますか。

集落排水施設に接続している場合や合併処理浄化槽を設置している場合以外は、台所や風呂、洗濯で使われた水は、未処理でそのまま周辺の河川や水路に放流されています。浄化槽を設置している場合でも単独処理浄化槽であれば同じことです。

水環境の保全を考えるうえで、生活雑排水の未処理放流は非常に大きい問題です。市では、補助金制度を設けて合併処理浄化槽の設置を推進しています。

浄化槽の維持管理に努めましょう

合併処理浄化槽は、正しい使い方と適正な維持管理をすれば、下水道と同程度の汚水処理性能があります。

しかし、使い方を誤ったり、維持管理を適切に行わないと、放流水の水質が悪化したり、悪臭が発生してしまうことになり、逆に生活環境を悪くする原因になってしまいます。

浄化槽法では、浄化槽の所有者などに 浄化槽の保守点検と清掃、 指定検査機関の行う水質検査を受けることを義務付けています。

浄化槽設置補助の申請はお早めに

浄化槽設置補助の申請は、11月28日までに

市が実施する浄化槽設置整備事業の本年度申請締め切りは、11月28日(金)です。

この事業は、使用者が浄化槽を設置・維持管理し、市が設置補助金を交付するものです。

集落排水施設の使用料について

集落排水施設の一般家庭における使用料は、基本使用料と世帯人数によって決められています。

使用者の家庭で、転入、転出、出生、死亡などにより、世帯人数に変更があった場合は、水処理課、環境衛生課または各支所市民サービス課へ人数変更届を提出してください。(変更届には印鑑が必要です)

集落排水施設	上高瀬第一地区(高瀬町)	大見地区(三野町)	潟満地区(詫間町)
	大浜地区(詫間町)	上新田地区(詫間町)	北草木地区(仁尾町)

問い合わせ 水処理課 72-5667

市営墓地の使用者を募集します

市は、次のとおり市営墓地の墓所使用者の公募を行います。墓所の使用を希望する人は、墓所使用許可申請書に必要書類を添えてお申し込みください。



個人の土地(宅地・田んぼの一角など)に墓所を設けることはできません

公募期間 10月6日(月)~20日(月) (土、日、祝日は除く)

受付場所 環境衛生課または各支所市民サービス課

区画 久保谷霊園(三野町大見甲7106番地1) 9区画
詫間中央霊園(詫間町詫間7053番地1) 15区画

永代使用料 久保谷霊園 300,000円
詫間中央霊園 402,000円

申し込み資格 市内に本籍がある人、または市内に1年以上住所がある人

選考方法 希望区画が競合したときは抽選

申請書は環境衛生課または各支所市民サービス課にあります。必要書類・墓所の位置等、詳しくは下記までお問い合わせください。

問い合わせ 環境衛生課 73-3007

ストップ the ごみの不法投棄

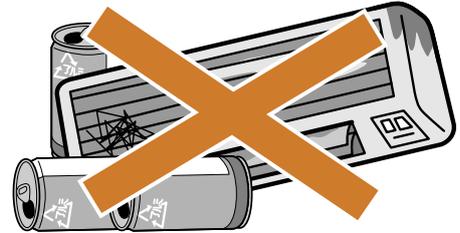
不要になったものを不法に捨てると法律で罰せられます。

「廃棄物の処理および清掃に関する法律」で、「何人も、みだりに廃棄物(ごみ)を捨ててはならない」(第16条)と規定されています。

「みだりに」とは、所構わず、無秩序にという意味で、ごみを不法に捨てることは、法律違反になります。

例えば、

- ・家庭から出たごみをビニール袋に詰めて空き地に捨てる。
 - ・引越し等で不要になった家電製品や家具、生活用品などを山に捨てる。
 - ・空き缶やビン類を道路わきや崖下に捨てる。
- などは不法投棄の典型的なものです。



ごみを不法に捨てた場合には、罰則として、

5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金という厳しい処分が待っています。

例えば、

家庭ごみの処分に困った主婦が、深夜車に乗って人通りのない山道にごみ袋ごと不法投棄したところ、廃棄物の処理および清掃に関する法律違反(ごみの不法投棄)として、罰金30万円という処分が下った事件があります。

たとえ、家庭ごみであっても、決められた場所以外に捨てるると不法投棄として処罰されることになります。不法投棄は絶対にやめましょう！

問い合わせ 三豊警察署 72・0110

土地改良事業の申請について

平成21年度の土地改良事業の申請を、10月末まで各支所事業課(豊中は農林水産課)で受け付けています。

詳しくは各支所事業課または農林水産課へお問い合わせください。

採択要件および補助率

事業名	単独県費補助土地改良事業	市単独補助土地改良事業
事業主体	市、土地改良区	地区代表者
対象施設	農道、かんがい施設、ため池、ほ場整備、畑かん施設	
受益戸数	2戸以上	
事業費	100万円以上	(農道、かんがい排水、ため池) 20万円～120万円 (畑かん施設)10万円～50万円
規模	(農道)幅員4m以上、その他補助要件を満たしていること	(農道)幅員2m以上 (畑かん施設)県営事業以上
補助率	県補助率 50% 市補助率 20%以内	(農道、かんがい排水、ため池) 35%以内 (畑かん施設) 50%以内

問い合わせ 農林水産課 62・1128

平成21年度版 農業日誌等 予約受付中

販売価格(消費税込み)

	定価	予約特価
農業日誌	1,540円	1,400円
ファミリー日誌	"	"
新農家暦	490円	340円

申し込み期限

10月20日(月)

申し込み

農林水産課または各支所事業課

問い合わせ

社団法人 香川県農林水産統計協会

087-834-3839

